

平成 26 年度 第 1 回 知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：平成 26 年 5 月 23 日（金）

午前 10 時 00 分～

場所：知立市役所 第 2・3 会議室

■委員出席者（計 16 名、敬称略・順不同）

蔭山 英順	鈴木 恭子	北村 信人	加藤 浩文	山崎 敬司
坂本 進	石川 恵子	財津 咲代	吉田 恵	永田 憲子
佐藤 槇子	西 玲子	服部 悟（代理）	野々村 尚道	清水 雅美
服部 友彦				

■委員欠席者（計 4 名、敬称略・順不同）

豊田かおり 川合 大一郎 川合 基弘 落 邦広

■事務局（計 4 名）

【子ども課】 成瀬 達美 星野 主税 伊藤 慎治
【委託業者】 都築 光

■開会

（事務局）

皆さん、本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は「知立市審議会等傍聴要領」の規定に基づき、会議を公開させていただいております。傍聴者の入場が可能となっておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いたします。今回は、傍聴される方はいらっしゃいませんので、ご報告いたします。

お手元に、「知立市子ども・子育て会議」委員としての委嘱状を配布させていただいております。委員の任期は 2 年となっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、医師会代表の豊田かおり委員、教育長の川合基弘委員、労働者代表の落邦広委員の 3 名の方から欠席の連絡を受けていますので、ご了承くださいたいと思います。

委員総数 20 名のところ、現在 16 名で、後ほど 1 名いらっしゃるのでは出席者 17 名となり、過半数に達しておりますので、「知立市子ども・子育て会議」条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議は成立しております。

ただ今から、平成 26 年度「知立市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。
はじめに、市長よりご挨拶をさせていただきます。

■市長あいさつ

（市長）

本日は、委員の皆さま方にはご多用の中、第 1 回「知立市子ども・子育て会議」にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から、それぞれのお立場でご理解、ご支援、ご協力いただいておりますことも、重ねて御礼を申し上げます。

この会議は、平成24年8月に成立いたしました「子ども・子育て支援法」の施行にともなう「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子育て支援施策等についてご意見をお聞きするための合議制の機関として従来ございました「知立市次世代育成支援対策推進協議会」の組織を改編いたしまして、新たに名称を「知立市子ども・子育て会議」と変更し、今年度から設立をさせていただく主旨でございます。

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援をする目的で、一つ目は子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、二つ目は保育の量的拡大、三つ目は地域のニーズに応じた多様な子育て支援、このようなことを総合的に推進していくよう考えております。今年度、知立市においては、仮称「知立市中央子育て支援センター」を建設させていただいております。来年度、4月の供用開始を目指して中央保育園の跡地に建設しております。今後、このセンターを知立市の子育て支援の中核施設として様々な子育て支援ニーズに対応していくとともに、併設施設として療育事業「ひまわりルーム」の専用施設を設けました。新たに肢体不自由の子どもたち等の療育を実施する等、療育事業の充実にも努めていくところでございます。

今年度は、平成27年度から5年間の「子ども・子育て支援事業計画」を策定していく必要があることから、会議の回数も多くなっていくであろうと思っております。委員の皆さま方におかれましては、ご多用のところと存じますが、ぜひ貴重なご意見をいただき知立市の子ども・子育て行政に役立たせていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

知立市は、子ども条例を施行しているところでございます。全ての子どもたちの健やかな成長をみんなで支えていく、そのような条例です。皆さま方におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

■委員自己紹介

(事務局)

ありがとうございました。次に、会議次第の「2 自己紹介」に入りたいと思います。今回は、昨年度までの「知立市次世代育成支援対策推進協議会」から「子ども・子育て支援法」に基づく「知立市子ども・子育て会議」に組織を改編させていただきました。改編後、最初の会議ということで委員の皆さまの自己紹介をお願いさせていただきます。

それでは、蔭山委員より順番にお願いいたします。

(蔭山委員)

日本福祉大学教授の蔭山でございます。西町に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

知立市社会福祉協議会代表の鈴木恭子と申します。よろしくお願いいたします。

(北村委員)

猿渡保育園の園長をしております北村と申します。よろしくお願いいたします。

(加藤委員)

知立市小中学校PTA協議会の会長を務めております加藤と申します。よろしくお願いいたします。

(山崎委員)

知立市小中学校校長会代表・八ツ田小学校長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

ます。

(坂本委員)

民政児童委員代表の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

(石川委員)

主任児童委員の石川恵子でございます。よろしくお願いいたします。

(財津委員)

地域活動クラブ代表の財津咲代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉田委員)

保育園保護者代表の吉田恵と申します。よろしくお願いいたします。

(永田委員)

幼稚園保護者代表の永田憲子です。よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

市内居住者代表の佐藤慎子です。1歳の息子がおります。よろしくお願いいたします。

(西委員)

市内居住者代表の西玲子と申します。小学3年と5年の息子がおります。よろしくお願いいたします。

(服部悟委員 (代理：鵜飼氏))

本日、保健所長の服部が他の業務により出席できないため、代理で参りました。健康支援課長の鵜飼と申します。よろしくお願いいたします。

(野々村委員)

刈谷児童相談センター所長の野々村と申します。よろしくお願いいたします。

(清水委員)

市の職員として出席させていただいております、副市長の清水雅美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(服部友彦委員)

富士機械製造株式会社人事部の服部と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局)

皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

市長ですが、この後所用がありまして、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

■会長の互選について

(事務局)

「知立市子ども・子育て会議」条例第4条第2項の規定により、会長は、委員の互選によって定めることになっております。推薦により選出したいと思いますが、どなたか推薦していただける方はございませんか。

(鈴木委員)

蔭山先生を推薦いたします。

(事務局)

鈴木委員より、蔭山委員を会長に推薦していただきましたが、よろしいでしょうか。ご承

認いただける方は拍手をお願いいたします。

<全員拍手>

(事務局)

ありがとうございます。それでは、蔭山委員、会長席の方へご移動をお願いいたします。

■副会長の指名について

(事務局)

続きまして、会議次第の「4副会長の指名」ですが、「知立市子ども子育て会議」条例第4条第2項の規定によりまして会長が指名することとなっておりますので、会長から指名をお願いします。

(蔭山会長)

私からは、鈴木恭子委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

鈴木委員、よろしくお願いいたします。では、副会長席の方へご移動をお願いします。

それでは、会長と副会長が決まりましたので、蔭山会長と鈴木副会長よりご挨拶をお願いいたします。

(蔭山会長)

「次世代育成支援対策推進協議会」の時代から、会長を引き受けております。私は臨床心理士で、障がいを持った子どもについてが専門です。先ほど申し上げましたように地元に住んでおります。子どもはこれからを担っていく大切な存在ですので、色々なお立場の方から積極的にご意見をいただいて、どこのまちにも負けないような子ども・子育てのプランを立てていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木恭子副会長)

社会福祉協議会の会長を務めさせていただいております。もともと、病院の医療ケースワーカー、青少年育成アドバイザー等をやっておりましたが、長くはボランティア活動を主にやっておりました。現在、社会福祉協議会では、市の委託を受け、高齢者からお子さんまで色々なサービスの提供をしておりますが、制度が目まぐるしく変わる中で職員一同激務の中で仕事をしています。前回の会議のアンケート結果で、社会福祉協議会への相談が少ないということにショックを受けました。市民の皆さんから頼られるような社会福祉協議会にしていくため、この会議でのご意見を多く受け止めていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

<資料確認>

■協議事項

(事務局)

次第の協議事項に入りたいと思います。これ以降、会議の取り回しについては蔭山会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(蔭山会長)

それでは、次第に従って協議に入りたいと思います。協議事項「(1) 子ども・子育て支援新制度について」、事務局より説明をお願いします。

(1) 子ども・子育て支援新制度について

<資料1号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

ありがとうございます。主に昨年度までの内容ですが、今年の「子ども・子育て会議」としては第1回目なので、それを踏まえて新たな計画を立ててまいります。

ニーズ調査につきましては、今ご紹介がありましたように小学生は全員にお伺いしています。乳幼児も全員ということを考えてのですが、とても数が多いので全員に実施することはできませんでした。小学生は山崎先生のご協力もいただき、80%を超える回答率を得ることができました。ご協力に感謝をいたします。計画を立てる上で、きちんとしたデータに基づいて考えていくことはとても大切だと思います。その第一弾として今回のニーズ調査は良かったと思っております。

(2) 教育・保育の提供区域の設定について

<資料2号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

広い地域になりますと、それぞれの地域の状況の違いもあるので計画も細分化して考えていく必要があるため、地域指定という問題が出てきます。知立市はそれほど広くはないので、市全体で一括して一つの地域で検討していくというご提案ですが、いかがでしょうか。厳密に言えば、小学校区によって子どもの人口の増減のありようにも多少違いはありますが、過疎化している地域もありませんので、基本的な考え方については市全体でよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(山崎委員)

知立市としては、市全体というのはもちろん賛成です。しかし、他の市町の場合、どのような要因で分けなければならないのでしょうか。例えば、大きな経済格差がある、子ども人口が集中している地域とそうでない地域がある等でしょうか。その要因がはっきりしていれば、当然、知立市は市全体で良いということになります、その辺りがよく分からないので教えていただけませんか。

(事務局)

先ほど申し上げましたように、合併市町村などでは、合併前の市域等で動いてきた経緯があり、それを引き続き今回も生かしていきたいということで旧町村を区域にしているところもございます。小中学校区等を選ばれていらっしゃる市町では、区域内の面積や人口を考慮したとしているところもございます。また、極端な過疎地域等があれば、それを踏まえて設定しているところもあるかと思えます。

(山崎委員)

人口、市の歴史やこれまでの流れ、面積等ということですね。

(事務局)

豊田市さんは、合併もありつつ市域も広くて、過疎ではありませんが、山が多い等の地形の問題があります。そのように特徴がある市町については、地域指定の選択をされているかと思えます。知立市は、平坦な土地で比較的人口配分も際立った特色がありません。これまでも市全域で動いてきていますし、今回も同様でいいのではないかと判断しています。

(山崎委員)

分かりました。子ども・子育て支援という視点で考えると、どういう方に支援をしなくてはいけないうか、ということだと思います。量的にも、質的にも、何をどのようにすればいいか、ということになると思います。そうすると、今おっしゃられたこと以外にも、他の観点はまだまだあるような気がします。市全体でやっていくことには賛成ですが、そういう地域性を見逃さないように、しっかりと押さえていかねばならないと思います。

なぜ、そう申し上げるかと言いますと、私自身、学校によって家庭の様子が随分違うと感じるからです。これがアンケートで出てくればいいのですが、親子二人で生活している家庭等が、地域によって大きく差があるのではないかという見方をしているので、参考に意見を申し上げました。

(蔭山会長)

厳密に言いますと、お一人お一人のニーズが違います。商業地域、住宅地域等の地域によってもニーズが違ふと思います。地域ごとのニーズの把握という発想が、地域視点だと思えます。山崎先生がおっしゃっているように、基本的には市全体で捉えますが、個々のニーズをすくい上げていくという視点は大事に持っていたいと思っています。基本的な考え方として、とても大切なことですので、確認をしておきたいと思っています。

それでは、次の議題にまいります。協議事項「(3) 子ども・子育てに関するアンケート調査から算出するニーズ量について」、事務局よりお願いします。

(3) 「子ども・子育てに関するアンケート調査」から算出するニーズ量について

<資料3号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

調査結果について、ご説明いただきましたが、ご質問等はございませんか。今回の調査では小学校区や中学校区での分析はしていないのですか。

(委託業者)

しておりません。

(蔭山会長)

やろうとすればできなくはないのですが、調査プランの中には入っていませんでした。

(鈴木副会長)

(6) 知立市におけるニーズ量の推計について、6の子育て短期支援事業、8の一時預かり、9の病児保育事業、この辺りについて障がいのあるお子さんもその対応となると思いますが、制度の関係で「障がい者支援法」と交差したりするのではないのでしょうか。行政としては非常にやりにくいところがあると思いますが、市の方でショートステイ、一時預かり等について十分配慮していただければと思います、発言させていただきます。

障がいのあるお子さんで、日中子どもを預かっていただけたところは、市内では3カ所ございます。ただ、1日に利用できる人数が非常に少ないです。看護師さんのような専門の方がいないところもあります。ショートステイについては市内にはありません。障がいのあるお子さんで、家庭の事情でショートステイを利用される方は県内全域で探し回るというのが現状です。重度の身体障がい、発達障がい、自閉症も含め、そのような子どもたちの日中預かり、ショートステイの対応をしていただきたいと思います。今回の計画についても、「障がい者計画」と合わせてやっていただければありがたいです。

(事務局)

基本的には、「障がい者計画」、「障がい者福祉計画」の方で定めていく内容かと思えます。こちらの子育て短期支援事業は、児童養護施設、乳児院等で行っていく関係で、色々な障がいのあるお子さんを一時的にお預かりさせていただくような環境ではなく、職員の体制も整っておりません。日中の預かりや、ショートステイにしても、障がい者支援施設等でやっていく必要があるかと思えます。そのため、「子ども・子育て支援事業計画」の中に盛り込んでいくのは少し厳しいと感じます。

しかし、現在、福祉課で「障がい者計画」を策定しておりますので、そちらともすり合わ

せをしていきたいと思ひます。福祉課と協力して十分配慮させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(蔭山会長)

今ご指摘の点で大事なところは、ニーズはあるのに知立市では供給できないということですよ。施設がないので計画が立てられないというのではなく、ないところに作っていくにはどうするかということをお考えないといけません。ニーズがないものは別ですが、障がいを持つお子さんも含めてショートステイができる場所がないということは、知立市は問題があると考えていく必要があると思ひます。

障がいをもつ子どもだけではなく、障がいを持たない子どもでも、短期支援事業と一時預かり事業は大きな課題であるということをお認ひしておかないといけません。

(事務局)

本当におっしゃる通りで、他の市に頼っているばかりの状況でございます。財源等の問題はありますかと思ひますが、それで諦めるということではなく、需要があるということをお踏まえて、計画をどのようにしていくかを考えていきたいと思ひます。

8の一時預かり事業について、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）のところが棒線になっておりますが、全くないのではなく、私立幼稚園さんで一時預かり事業をされています。近々調査をさせていただいて、実際の状況をこちらに入れていく予定をしておりますので、併せてご報告させていただきます。

(蔭山会長)

計画が絵に描いた餅ではいけません。あるべき姿を現実的には無理なので省くということはおかしい話なので、年次計画で具体案は設立できなくても、実は必要だという印をつけて知立市にないものも計画に入れておかなければ、永遠に計画は立ちません。その辺りに、工夫があるように思ひます。

(山崎委員)

1から5は私も承知してはいますが、6からの対象事業がどのようなもので、どういう子どもたち、家庭を対象に支援をしているのか説明していただくとありがたいです。

(事務局)

6の子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)というのは、大きな括りでは一時預かりということになりますが、宿泊を伴う児童養護施設での一時預かりのことを言ひます。児童相談所の一時保護との境目が難しいところがありますが、お母さんの出産、短期的に実家に戻らないといけません等、事情がある場合に利用できます。知立市は概ね7日間以内の児童養護施設での一時預かりを実施しています。

7の地域子育て支援拠点事業というのは、子育て支援センターと言ひの方が分かりやすいかと思ひます。知立市では、中央子育て支援センターを建設中ですが、現在は、来迎寺保育園内の来迎寺子育て支援センター、南保育園内の南子育て支援センターの2カ所です。こちらで0～2歳のお子さんを対象に、親子で自由に遊んだり、子育てサークルの活動をしていただいたり、親子教室を実施したり等の子育て支援を行っています。

8の一時預かり事業につきましては、幼稚園は2時や3時に終わるため、在園児を対象に一時的な延長保育や通常の時間外にもお子さんを預かたりされています。2号認定による定期的な利用というのが、保育園で実施している一時保育事業になります。保育園の一時保育事業は在園児に限ったものではなく、在園児以外のお子さんもお利用できます。保育園で6時頃まで預かってもらえます。その他というのは、この二つ以外の一時預で、ベビーシッター

ーやファミリーサポートセンター等のことです。

9の病児保育事業というのは、風邪や病気で保育園等に通えないお子さんを病院施設内で預かっていただく事業です。

10の子育て援助活動支援事業というのは、ファミリー・サポート・センター事業のことです。一時預かってほしい、子どもの送迎をしてほしいという依頼会員と、それを受けていただく援助会員の方の橋渡しをする事業です。

(野々村委員)

ニーズの対象は子どもが生まれてからのことでしょうか。生まれる前から保育園や幼稚園の心配をされている方もいらっしゃると思いますが、そこまでは入っていないのですか。待機児童を解消することが中心になるのでしょうか。

(事務局)

現在妊娠中で、生まれるお子さんのことが心配であるという家庭は入っていません。確かに野々村委員のお立場から、そのようなご家庭が心配だということはあるかと思いますが、今回の計画は子ども・子育てに関する事業ということになります。そのため、お母さんの支援については保健センターと調整をして検討させていただきたいと思います。

(野々村委員)

保健センターでは、「こんにちは赤ちゃん」「沐浴指導」等があると思います。

(事務局)

国の必須事業としては入っていませんが、任意事業ということで要保護児童対策等を盛り込んでいくことは可能ですので、そのようなところで網羅させていただきたいと思います。ニーズ量の推計の対象には入っていませんが、任意的に積極的に盛り込んでいくべき事業の中には含まれてくるかと思っています。

(蔭山委員長)

確認ですが、今回のニーズ調査は、すでにお子さんが生まれている方が対象です。乳幼児がいるご家庭、小学生がいるご家庭だけが対象の調査のため、第一子妊娠中の方は当然対象には入っていない、ということになります。しかし、そこから捕まえられるニーズもあるということですが、この計画を立てるにあたって、妊産婦さんの問題も含めるのですか。含まないのですか。

(事務局)

資料4号の話にもつながるのですが、そのような事業は任意事業となります。この会議において、任意事業についてどこまで含めていくかは、今後検討していきたいと思います。

(蔭山会長)

子育て支援の推進法が出来たのは、少子化対策のためです。いかにして、子どもを増やすか、そのためには色々な子育ての支援が必要であるということと、たくさん産んでもらうようにする、ということが大きな柱として入っていました。

それが、安心して女性が子どもを産めるようにするには、どうしたらいいかという方向に変わりました。子どもを預けて労働できる環境もあり、妊娠中の色々な心配事についても対応してもらえるということが、子どもが増えていくことにつながるのではないかという考えです。

もともとは中学生や高校生にも、子どもを産み育てることの大切さを教育することが大事だということまで次世代の計画に入っていました。そのようなことを知立市としてどうしていくかは次の議題になります。

(北村委員)

厚労省が作ったのは、完全に待機児童対策であり、法律的に違法なことが起きているために作ったということです。これは全然少子化対策にはなっていません。

先ほど話が出ましたが、出産前から支援事業をしているところが北陸の方であります。保育園等が子どもが生まれる家庭に、幼児虐待の未然防止、妊娠中の喫煙や飲酒を防ぐための事業等を行っています。社会コスト的には未然に防ぐ方が絶対に安いので、それをしない手はありません。知立市でも提案したことはあったのですが、予算がないということで終わってしまいました。今回は、ぜひ課題に入れていただければと思います。

8の一時預かり事業について、保育園の預かり事業というのはどこに入るのですか。保育園の一時預かりは0歳からやっているはずですが、ここにはそれが入っていません。夏季の預かり保育や長時間保育等、保育園のしている預かり保育は入っていないのでしょうか。0～2歳の子どもたちの一時預かりのニーズが、今すごく高いと思います。

(事務局)

年齢的には0～未就学児ということになっています。5つの保育園で一時保育を行っています。5園のうち1園は現在1日6人で、他の園は1日3人が利用しています。

(蔭山会長)

乳幼児で一時預かりの要求がどのくらいあるかというニーズは調査しているのですか。

(北村委員)

「2号認定による定期的な利用」とありますが、この定期的とはどのような利用ですか。2号認定というのは、現在保育園に通っている3～5歳児ですか。そうすると、3号認定の一時預かりは聞いていないということですよ。その他に入るのですか。

(事務局)

この中には年齢的な部分としては入っていないです。その他はベビーシッター等になります。

(北村委員)

3～5歳のニーズ量が多すぎるような気がします。3～5歳は保育園か幼稚園に入っているはずですが、これが0～2歳なら理解できます。0～2歳の預かり保育が今いっぱい埋まっているという話は聞くので、ニーズとして拾っておいた方がいいかと思います。保育園の預かり保育は、葬儀や、お母さんの就労のための面接、休息する場合等に預けることができるようになっているので、ニーズは高いと思います。

(蔭山会長)

一時預かり事業に関してのニーズ調査に、0～2歳児のニーズ量は把握しているのでしょうか。乳児保育自体はもちろん大事ですが、乳児の間は保育園等に入れずに自分で育てている場合でも、都合によって預けないといけない事態は起こり得るので、そのための保障としてこの問題は重要であると思います。

(事務局)

3～5歳に限った話ではなく、0～5歳の未就学児を対象にしたアンケートで一時預かりの利用希望についてお聞きしています。整理して、ご報告させていただきたいと思います。

(蔭山会長)

3～5歳と、0～2歳で親のニーズは違うと思うので、対応も違うと思います。

(北村委員)

2号認定というのが、ひっかかりますが、知立市の場合にはどんな理由でも預かれる状況に

なっています。

(事務局)

知立市の一時保育の利用条件に、理由に関係なく預かりができるのは月3日までとあります。通常就労の場合は月10日までです。病気等で利用されるほとんどの方は3日以内、もしくは10日以内です。

(北村委員)

2号認定とすると誤解があるかもしれないですね。

(事務局)

これは、国の示してきたシートに当てはめるところなるというもので、知立市の現状と違っている部分は承知しております。次回には、皆さんによく分かる形でお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

アンケート結果3ページの現在の家庭類型の中で、育休中や産休中の方はどこに含まれるのですか。

(委託業者)

育休の方は、その就労状況で計算していますので、フルタイムで働いて産休や育休を取られている方はフルタイムに入りますし、パートタイムで働いて産休や育休を取得されている場合は同じようにパートタイムに入ります。

(清水委員)

ニーズ量を算定するときの人口推計ですが、たまたま市では新しい総合計画と同時進行で「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。人口推計の整合性や考え方というのはどのようなものでしょうか。今の段階では、3階層に分けた人口でいくと、知立市はまだまだこれから人口が増えるであろうという推計になっています。数字だけ見ると非常にいいことですが、現実的な話としてどうなのでしょう。

(委託業者)

今お話があったように、総合計画との整合もあります。今回の算出にあたっては5ページに掲載しました「コーホート変化率法」という一般的な方法を用いています。総合計画の場合ですと、様々な要因も加味しながら、市の方針として人口をどの程度増やしていきたいのか、今後の見込みも踏まえて推計をされていると思います。実情に即した数字で推計をされているのであれば、そちらも参考にして改めて数字を出すことも必要ではないかと考えられます。今回は、県への報告のタイミングもありましたので、一般的な方法を使ってまずはお知らせさせていただきました。総合計画の進捗状況もお伺いして、確認しながら必要に応じて算出し直すこともあり得ると思います。

(蔭山会長)

これは、一般的な算出の方法であって、色々な要因を入れて人口推計をしていく方法もあるのですね。

(委託業者)

大規模に宅地を整備する予定がある場合等ですと、急激に人口が増える可能性があります。今回はそういったものは加味せずに推計いたしました。

(蔭山会長)

本当は、0～14歳人口が正確に予測できる推計が欲しいですね。やはり子育て支援の計画なので、子どもの人口の増加については適切な推計が必要だと思います。

(北村委員)

三河地域は働く場所がとても多いので、共働きの人がだんだん増えてきています。保育園の0～2歳児は、昔は数名だったのが、今は10～20%になり、どんどん増えてきています。保育士は0歳児が1：3、2歳児が1：6、4歳児が1：4でやっています。保育士の数がたくさん必要になります。幼児の数は減っても、預ける乳児の数が増えると当然保育士の数も増やさなければなりません。

また、スペースに関しましても0・1歳児は県条例で1人当たり3.3㎡にしなくてはならないため設備自体の受け入れが大変です。昔は3歳児神話があったためか、どこの保育園も乳児を受け入れる施設にはなっていませんでした。このような現状なので、0～2歳児がどこまで増えるかという統計をとっておかないと、待機児童対策ができません。その部分の数字があると、見込みが正確になるのではないかと思います。東京では0～2歳の待機児童が多いようです。

(蔭山会長)

調査で出てくるニーズの問題だけで計画を考えていくわけではないので、それぞれのプランニングのところでお忘れなくご指摘をいただいて、見落としの無いようにしていきたいと思っております。

(吉田委員)

一時保育への希望を申し上げます。私には6年生、年長、2歳の子どもがいます。一時保育の枠がほしい1日3人なので、それをもう少し増やすことはできないのでしょうか。

(事務局)

一時保育というのは、保育園の中で空きスペースを活用してやっている状況であり、保育士が必要になります。基本は保育園がかなりいっぱいになっていて、通常の保育室で一時保育をやっている園と、分かれている園とがあります。それを増やすのは現実的に難しいものがあります。

(吉田委員)

待機児童は減らないのに、支援してくれるところは増えません。3人の枠も園によって年齢がバラバラです。3人のうち同じ年齢の子がその日に入るというわけではありません。例えば0歳の子が一時保育に1人しかいないとなったときに、結局、先生は1：1ということですよ。

(事務局)

先ほど委員さんの方でもお話がありましたが、3人という枠は、0歳児は1人の保育士につき3人までという決まりがあるためです。対応する保育士が1人のため上限的に3人となってしまいます。

(吉田委員)

2歳児の子を1歳のときに入れたかったのですが、結局待機になって働けませんでした。保育園が決まっていないと、仕事を探すこともできません。結局、一時保育をずっと利用していたのですが、どんなに早く行っても抽選になってしまいます。園がとれなくて、働けなくなってしまう環境を市が作っていると思います。

(事務局)

一時保育に、待機の方の利用が定期的にあるというのは承知しております。ただ、保育園の方も通常の保育の受け入れがあり、申し訳ないですが、そこにオプション的な形で一時保育をやっている状態です。逆に、そういう空間があるなら通常の保育を増やすようにでき

ばいいのですが、そちらも難しいのが現実です。

今は、月初めの申し込みで、ご承知の通り8時半までに来ていただいた方については順番に抽選をしていただきます。高校野球という予備抽選のような形ですが、それで実際に一時保育を取る順番を決めていただいています。早く来れば、1番が取れるとなるとエスカレートする可能性がありますし、役所も開いていないのに夜中から並ぶということが発生すればご家庭にも負担がかかりますので、現状としては今の方法がベストではないかと考えさせていただきます。

(吉田委員)

幼稚園の夏休み期間中だけでも、一時保育の人数を増やすことはできないのでしょうか。その時期だけ幼稚園の子たちが順番を取りにきます。幼稚園の子たちがいなかった時期に預けて働いていたのが出来なかったときがありました。

(事務局)

おっしゃられる通りで、例年、幼稚園の夏休みにはそのような傾向が強いです。幼稚園では長期休みの預かりをやっていなかったようですが、始められた園もあり、若干ですが緩和されている部分があるのではないかと思います。先ほど申しましたように、スペースの問題もあり、一時的に増やすような空間がないという理由もあります。

(吉田委員)

ないないと言いますが、通わせている親からすれば、そういうスペースはあると思います。結局、どんなに親が要望を出しても、できませんばかりで認めていただけません。でも、このようなアンケートで数字だけは把握されているのでしょうか。

(事務局)

アンケートをとって、そのニーズを今後の計画に反映させていくのが計画づくりです。それに合わせて、施設や環境をどうするのかを考えていきたいと思います。

(山崎委員)

吉田委員も委員になられたので、要望するだけではなく、その要望を反映させた計画を一緒に作っていきましょう。

(蔭山会長)

様々なご意見を元に、計画ですぐ実現できるものもあれば、なかなか実現できないものもあります。それらを含めて計画を作っていかなければなりません。行政側としては計画がなければ何もできないわけですので、計画はきちんと立てていきたいと思います。どれくらい早期に実現できるかは予算の問題等も絡むので難しい部分がありますが、だからと言って考えないというわけではなく、山崎先生がおっしゃったように計画の中で積極的にご意見をいただいて作ってきたいと思います。よろしいでしょうか。

(山崎委員)

今のご要望の一時保育というのは、8の一時預かり事業のことでしょうか。

(事務局)

一時預かり事業のことです。

(山崎委員)

月初めには、一時預かり保育を希望される親御さんが市役所に並ばれていますよね。切実な問題に違いないという認識は私も持っていました。

(蔭山会長)

では、次の議題に移ります。協議事項「(4) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・

子育て支援事業計画策定について」、事務局よりお願いします。

(3)「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定について

<資料4号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

今、論議がありましたように、国の施策として求められているものと、市町独自の施策があります。国の求めているものだけではなくて、市町の独自のものも盛り込み、少ない人数でもそれぞれの立場からニーズの高いものもあるので、その視点を入れていく、これが基本だと感じています。委員として色々なお立場の方がいらっしゃるので、積極的にご意見を頂戴し、それを計画に入れていながら具体化していく、希望のあるプランにしていきたいと思っております。支援事業計画策定について、具体的には今後になりますが、今の時点で何かございませんか。

(服部悟委員(代理:鶴飼氏))

保健所におりますので、その立場で見ますと、先ほど野々村委員さんが言われたように、虐待の問題が気になります。お母さんが安心して自信を持って子育てができることが大事だと思います。たくさん産んでたくさん子どもがいればいいという問題ではなく、育てられない家庭が増えてしまうと保育園等で子どもを見ていかななくてはならなくなります。資料1の2ページにあるように、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」するというのがこの計画の目的です。今回は、就学前に焦点を当てるとのことだと思うのですが、環境が整い、親となる時期にお子さんを産み、いい子を育てていくというようなことは、中学生や高校生にも伝えていきたいと思っておりますので、ぜひ計画に盛り込んでいただきたいです。このような子育て支援については、保健センターがしていることが大きいと思っておりますので、その辺りの連携をできればと思います。

(事務局)

この計画の策定にあたっては、当然保健センターで実施していただいている内容もございますので、連携しながら進めてまいります。

「次世代育成支援対策推進法」というのが、今年度までの時限立法だったのですが、これが法改正で10年延びまして、今、知立市で策定しています「次世代育成支援行動計画・後期計画」の後継の計画を考えていかないとはいけません。この子どもプランの中で今まで次世代に盛り込んでいたものにつきましては、子ども計画で入ってくる部分についてはいいのですが、子ども計画では必須でなくても、次世代に入っている部分につきましては積極的に盛り込んでいく必要があるかと考えています。

(蔭山会長)

次世代の計画も作らなくてはいけないのですか。

(事務局)

次世代の計画は努力義務となっています。

(蔭山会長)

次世代の計画と子ども・子育ての計画とどう関係があるのですか。

(事務局)

任意事項で、利用者支援や要保護児童対策というのでも盛り込んでいっていいとなっておりますので、数値目標まで示せるかは分かりませんが、内容として計画書の中に盛り込んでい

きたいと考えています。

(蔭山会長)

法的にはどこが違うのですか。

(事務局)

「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、先ほどお話にもあったように、基本的には幼児期の保育、教育の現状値とニーズ量を把握し、実施計画として定めていくのが必須項目とされています。

(委託業者)

「次世代対策推進法」の中では、「次世代育成支援行動計画」というのが法律に基づいた計画です。法律の方も新しく子ども関連で3本先ほどお話がありましたが、その中の「子ども・子育て支援法」の中で、今回の「子ども・子育て支援事業計画」を作りなさいということが言われております。

(蔭山会長)

主旨がどう違うのかが分かりにくいですね。子育ての支援をしなくてはいけないということは両方とも絡んでいますよね。

(服部悟委員(代理：鶴飼氏))

資料1号の6ページに、「次世代育成行動計画」が高校生までずっと入っていますが、その一部の就学前に特化して今回は計画を立てるということですか。先ほど、次世代育成がなくなり、子ども・子育てに変わったという説明をされたと思ったのですが、並行するのですか。

(事務局)

次世代育成については、実際は、法改正がありましたので、法律自体は10年延びています。しかし、今の次世代の計画は今年度いっぱい終わってしまいます。後継計画の計画書につきましては「定めるものとする」とされていたのが、「定めることができる」というふうに変わりましたので、今すぐ定めないといけないというものではありません。ただ、市として定めていく必要があるのかどうかということを、この「子ども・子育て支援事業計画」の策定と合わせて検討しているところです。

このようなことを踏まえ「子ども・子育て支援事業計画」の中で、今まで次世代で入っていたことも組み込み、計画として国の必須項目自体は守りたいと思っています。ただ、次世代に入っていたことを「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むことで対応できるのか、それとも次世代を改めて作り直す必要があるのかということを、この前法改正があったばかりなので研究中です。

(蔭山会長)

「子ども・子育て支援事業計画」を幼児期に特化して立てるか、児童福祉法でいう18歳までを視野に入れて立てるか、というのは大きな選択ですよ。新しい法律と古い法律との絡みの中で市が選択をする必要があります。幼児に特化すれば、学校教育の学童の問題等も省かれてしまい奇妙な感じがします。皆さんの総意に基づいて、知立市は18歳までを入れた「子ども・子育て支援事業計画」にするのか、それとももう一つ18歳までの計画をちゃんと作って、行動計画と事業計画の2本でやっていくのかという方針出さねばなりません。それは、この委員会で決めるのですか。

(事務局)

現在、「子ども・子育て会議」と改称させていただいたのですが、所掌事務としましては、次世代育成支援対策推進法に基づく内容も含めて設定させておりますので、同一の会議では

かれるということは間違いないです。

(蔭山会長)

分かりました。では、ここで決めていけばいいのですね。

(山崎委員)

6 ページに違いが書いてあります。ここに書いてあるそのままですよ。要保護児童が増えているということも鑑みて、小学校までを含めて計画を策定したいということですよ。

(蔭山会長)

この点については、次回改めて確認し、計画案に入っていきたいと思います。具体的に中身を考えていきますと色々な疑問もあるのですが、一応今回の予定としては、国の法律に基づいて皆さんにお集まりいただき、このような中身について知立市の事業計画を立てていきたいと思っております。詳細については、次回からきちんと詰めていきたいと思っておりますので、積極的なご意見をお願いいたします。

(5) その他

<スケジュールについて、事務局より説明>

(蔭山会長)

法律で、いつまでに作らなければならないという規定がありますか。

(事務局)

基本的には今年度中、3月末までです。27年度からの計画になります。知立市の場合ですと、議案として上げる関係で少し早めに進んでいかねばならないと思いますが、よろしくお願いたします。

(蔭山会長)

素案の検討が1回で済むとは考えられないですね。8～10月にもう一度会議を開けるように考えていただかないと、予測される問題はたくさんあるように思います。

(山崎委員)

これだけの方が、過半数集まらないと会が成立しないとのことですので、過半数は揃うでしょうが多い方がいいですよ。ここにあります2回目以降の日程についてはいつ分かりますか。

(事務局)

調整を行っておりますので、決まり次第ご連絡いたします。

(蔭山会長)

次回の日程は決まりませんが、7月中旬から下旬で開催予定としましょう。皆さんのご都合をお伺いし、最大人数のところで開催をさせていただくということになるかと思っております。よろしくお願いたします。

■閉会

(蔭山会長)

会の運営等についてご意見等はございませんか。ないようですので、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上